

# 土木工事設計変更ガイドライン（案）

平成29年4月

福岡県県土整備部

## 土木工事設計変更ガイドラインの策定にあたって

土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件、社会条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない事態が起こりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

設計変更に係る業務の円滑化を図るには、発注者と請負者双方が、設計変更の対象事項や必要な手続きについて十分理解しておく必要がある。

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 18 条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の手続き、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続きの認識不足」等の理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

「土木工事設計変更ガイドライン」は、発注者と請負者双方が共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

また、今後においても関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していくものである。

県土整備部企画課  
技術調査室

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1. 策定の背景             | P1  |
| (1) 土木工事の特徴          | P1  |
| (2) 適切な設計変更の必要性      | P1  |
| (3) ガイドライン策定の目的      | P1  |
| 2. 設計変更フロー           | P3  |
| 3. 設計図書の照査           | P4  |
| (1) 設計図書の照査とは        | P4  |
| (2) 設計書の照査の範囲を超えるもの  | P5  |
| 4. 設計変更              | P6  |
| (1) 照査内容の確認          | P6  |
| (2) 設計変更に必要な資料作成     | P6  |
| (3) 設計変更が可能なケース      | P6  |
| (4) 設計変更が不可能なケース     | P13 |
| (5) 設計図書の訂正・変更       | P13 |
| (6) 設計変更の責任者         | P15 |
| (7) 適切な変更指示（書面主義の徹底） | P18 |
| 5. 工期・請負代金額の変更       | P19 |
| (1) 工期変更について         | P19 |
| (2) 請負代金の変更について      | P19 |
| 6. 関連事項              | P20 |
| ○仮設の取り扱いについて         | P20 |
| ○条件明示について            | P23 |
| 7. 添付資料              | P24 |
| (1) 工事請負契約書          | P25 |
| (2) 土木工事共通仕様書        | P31 |
| (3) 設計業務等委託契約書       | P34 |
| (4) 用語の定義            | P35 |

## 8. 設計図書の変更事例・・・・・・・・・・・・・・・・P37

事例1. 工事請負契約書第18条1項に該当する事例・・・・・・・・P38

事例2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例・・・・・・・・P43

事例3. 発注者が変更を必要と認める事例・・・・・・・・P44

事例4. 工事を一時中止する必要がある事例・・・・・・・・P45

事例5. 設計図書の変更が不可能な事例・・・・・・・・P46



## 1. 策定の背景

### (1) 土木工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件、社会条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない事態が起こりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に必要な必要がある。

### (2) 適切な設計変更の必要性

#### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項（基本理念）

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の請負者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件・安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

#### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第5項（発注者責務）

設計図書（仕様書・設計書・図面）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うこと。

設計変更において、より良い社会資本の整備の為に、発注者と請負者双方が役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結をすることが不可欠である。

### (3) ガイドライン策定の目的

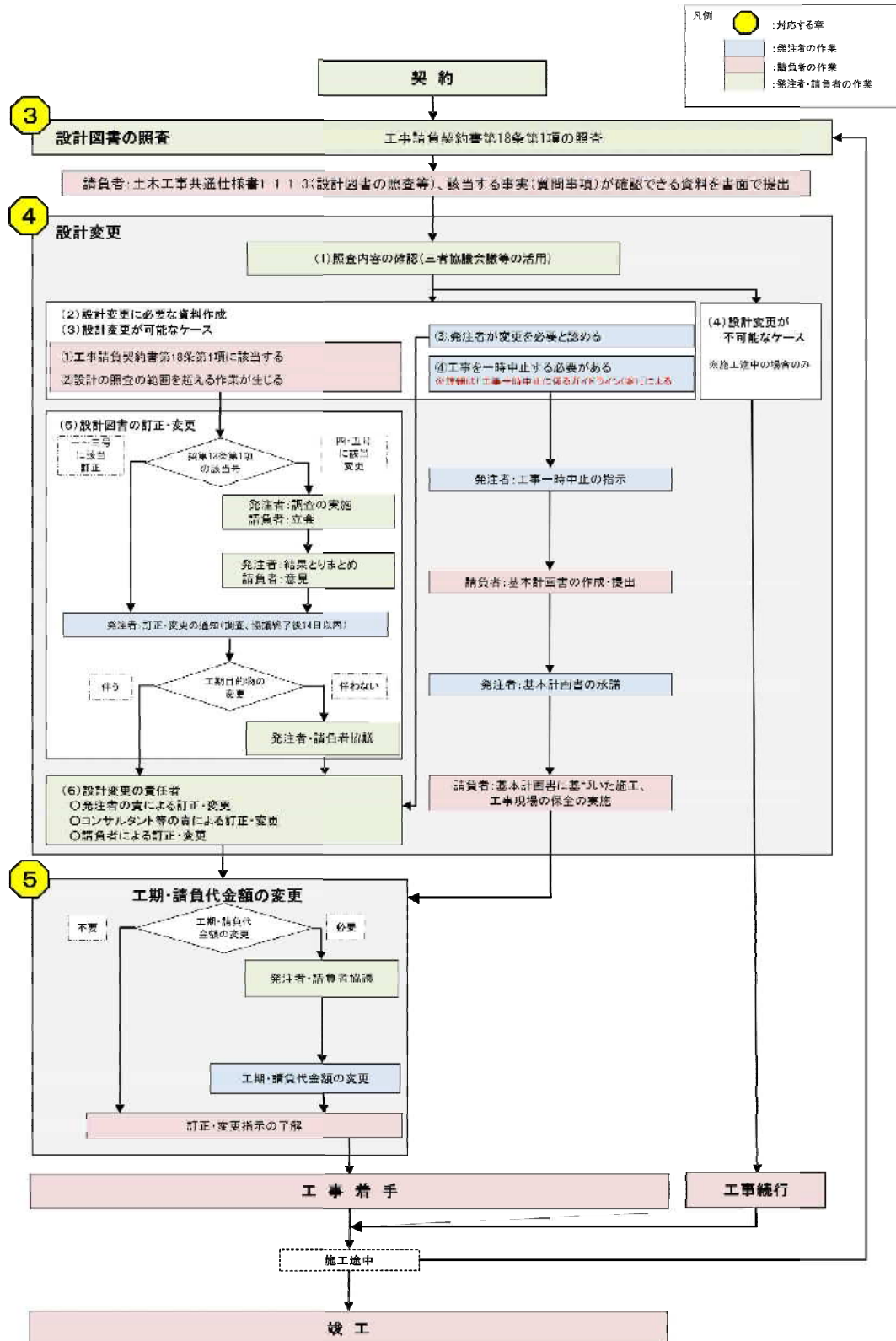
土木工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計から変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、発

注者と請負者の役割（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

そのために、設計変更に係る業務の円滑化を図るには、発注者と請負者双方が、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

「土木工事設計変更ガイドライン」は、発注者と請負者双方が共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

## 2. 設計変更フロー



### 3. 設計図書の照査

#### (1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、土木工事共通仕様書 1-1-1-3（設計図書の照査等）に規定されているとおり、請負者は施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号（条件変更等）に該当する設計図書に問題点が無いか確認することである。

#### ○工事請負契約書第 18 条（条件変更等）

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤り又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

#### ○土木工事共通仕様書 1-1-1-3（設計図書の照査等）

##### 2. 設計図書の照査

請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 設計書の照査の範囲を超えるもの

- ①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
  - ②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
  - ③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
  - ④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
  - ⑤構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
  - ⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
  - ⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
  - ⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
  - ⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
  - ⑩「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
  - ⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
  - ⑫設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
  - ⑬舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

## 4. 設計変更

### (1) 照査内容の確認

#### ①三者協議会対象工事の場合

工事着手前、施工途中に開催する三者協議会を活用して照査結果を確認する。構成員は、発注者、請負者及びコンサルタントの三者（必要に応じて測量及び地質調査業者も構成員とする）

#### ②三者協議会の対象工事でない場合

発注者と請負者間で協議を実施し、適切に照査結果を確認する。

※三者協議会や発注者と請負者の協議によって、設計図書の訂正、変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正や変更を行う責任範囲を明確にする。

### (2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第18条第1項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、工事請負契約書第18条第4項に基づき発注者が行うことになるが、請負者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者と請負者で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、請負者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

### (3) 設計変更が可能なケース

#### ①工事請負契約書第18条第1項に該当する

・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（第18条第1項第1号）

例）設計書と図面で材料の規格が一致しない。

・ 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第18条第1項第2号）

例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。

条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。

い。

条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導警備員に関する条件明示がない。

- ・設計図書の表示が明確でない場合（第 18 条第 1 項第 3 号）

例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。

使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。

水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水等の運転条件等の明示がない。

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第 18 条第 1 項第 4 号）

例）設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。

設計図に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。

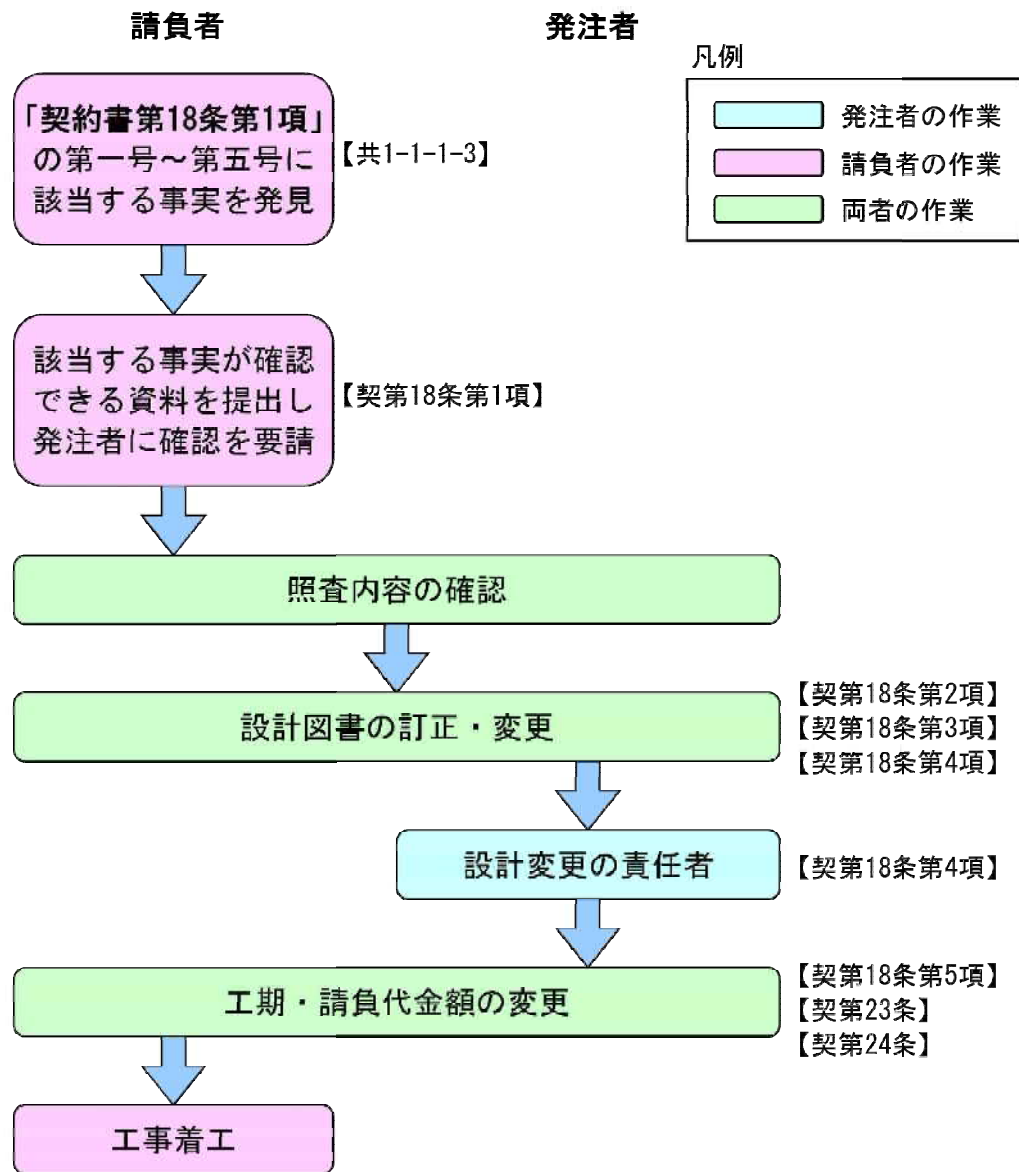
設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

- ・設計図書で明示されていない施工条件について予測することができない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項第 5 号）

例）埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。

工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

## 工事請負契約書第18条第1項に該当する場合のフロー図

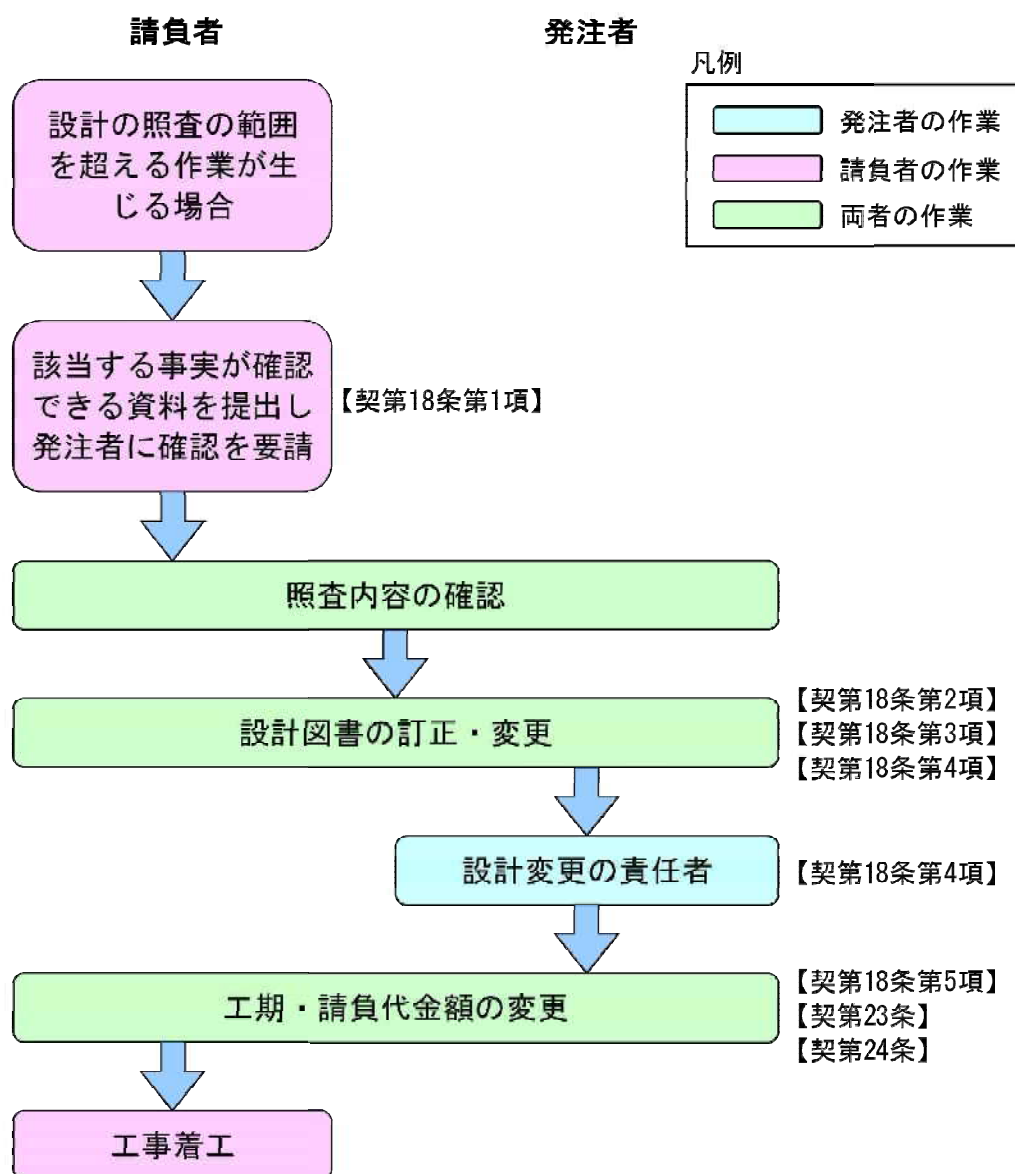




②設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる

- ・請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。  
（土木工事共通仕様書 1-1-1-3 第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません）（P5参照）

## 設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図



③発注者が変更を必要と認める

・発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。（工事請負契約書第19条（設計図書の変更）に該当する）

例）地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。

同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。

警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等と協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。

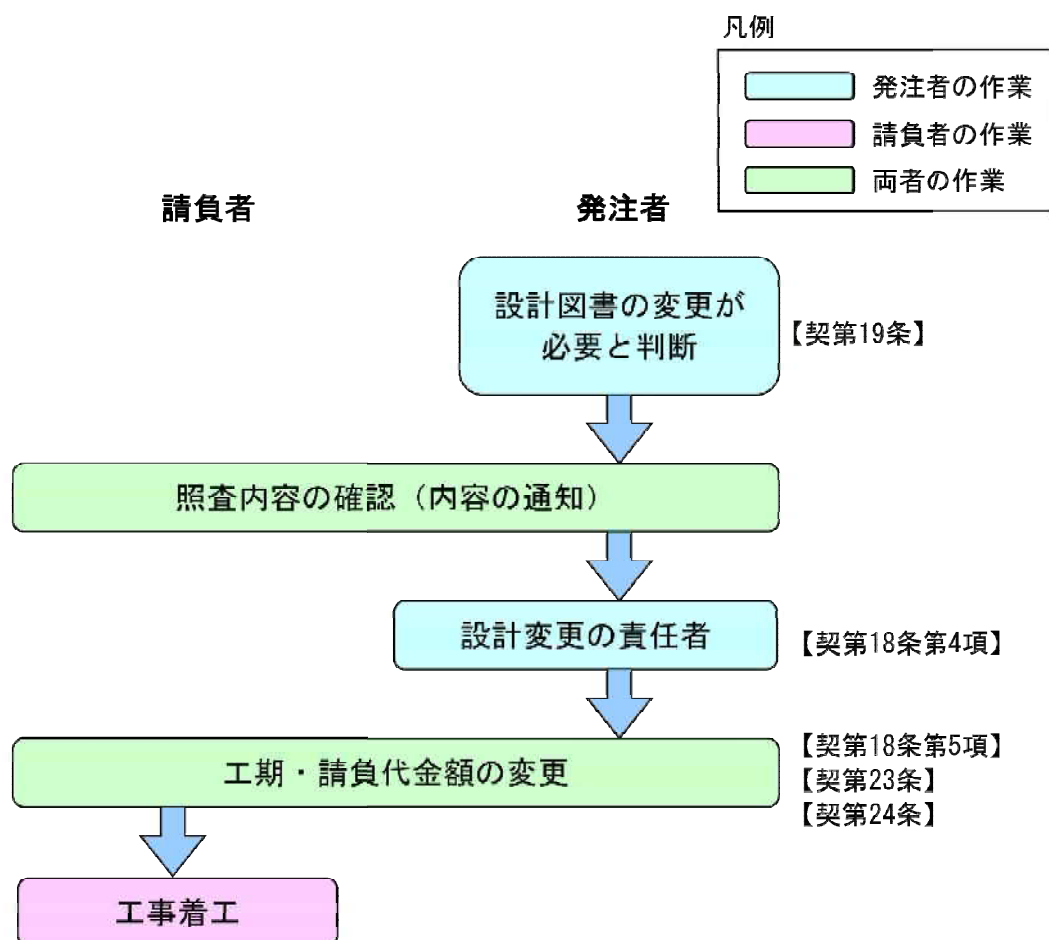
当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。

使用材料を変更する。

関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。

隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。

## 発注者が変更を必要と認める場合のフロー図



④工事を一時中止する必要がある

・請負者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、請負者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を変更し、請負者が一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。（工事請負契約書第20条（工事の中止）に該当する）

例）設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに請負者の責によらず着工できない。

警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了。

管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

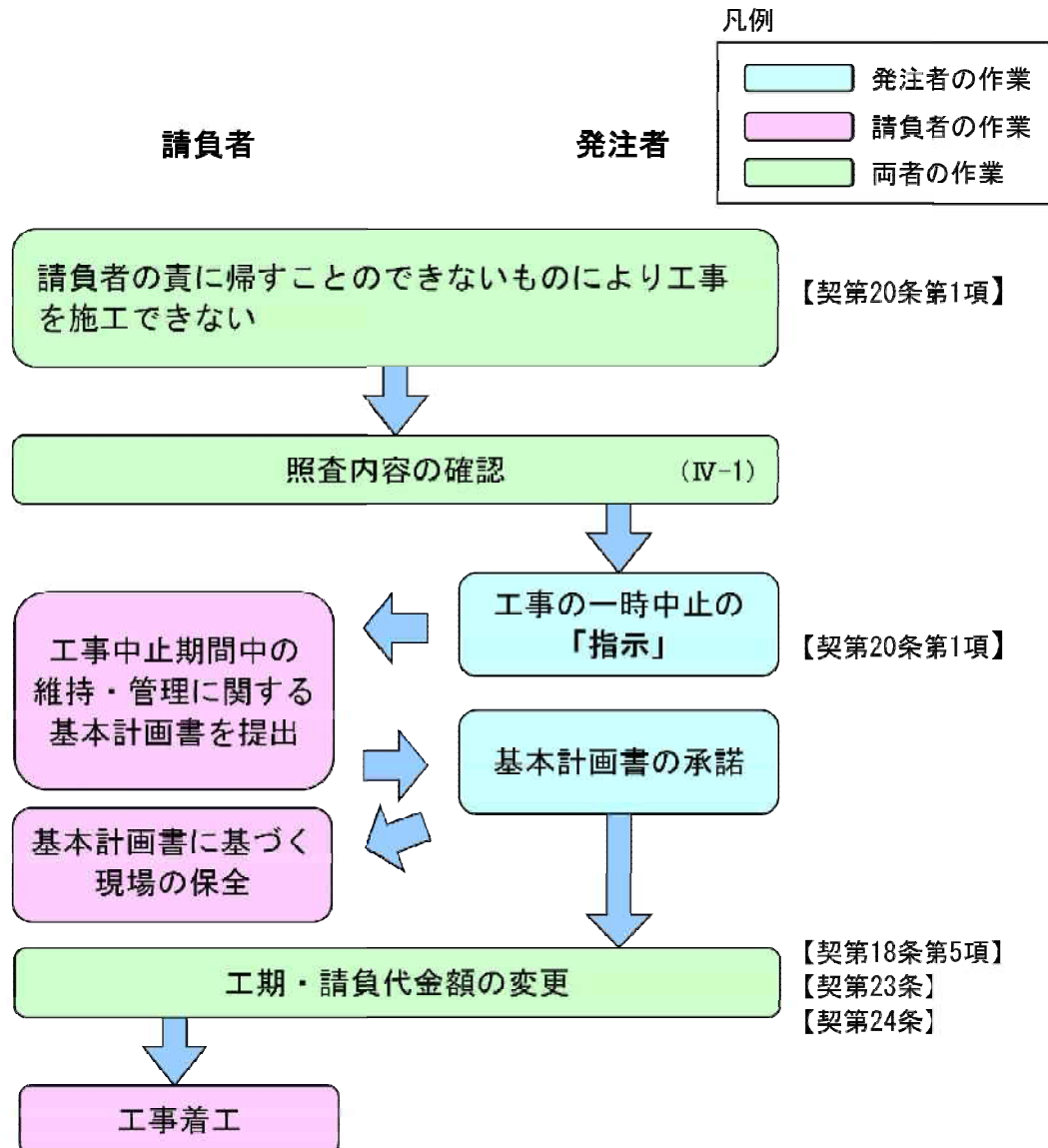
請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた。

設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。

予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）。

工事用地等の確保が行われていない。

## 工事を一時中止する必要がある場合のフロー図



#### (4) 設計変更が不可能なケース

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者が「協議」または「指示」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③「承諾」で施工した場合（承諾とは請負者が自らの都合により、施工方法等について監督員に同意を得ること）
- ④工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（工事請負契約書第18条～24条、土木工事共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15）
- ⑤正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合（ただし、工事請負契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない）
- ⑥当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- ⑦総合評価方式の入札において、請負者からの技術提案資料等に記載された内容に基づく場合
- ⑧任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く）

#### (5) 設計図書の訂正・変更

「工事請負契約書第18条第1項に該当する場合」及び「設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合」は、「工事請負契約書第18条第4項」に基づいて、設計図書の訂正か変更かを確定します。

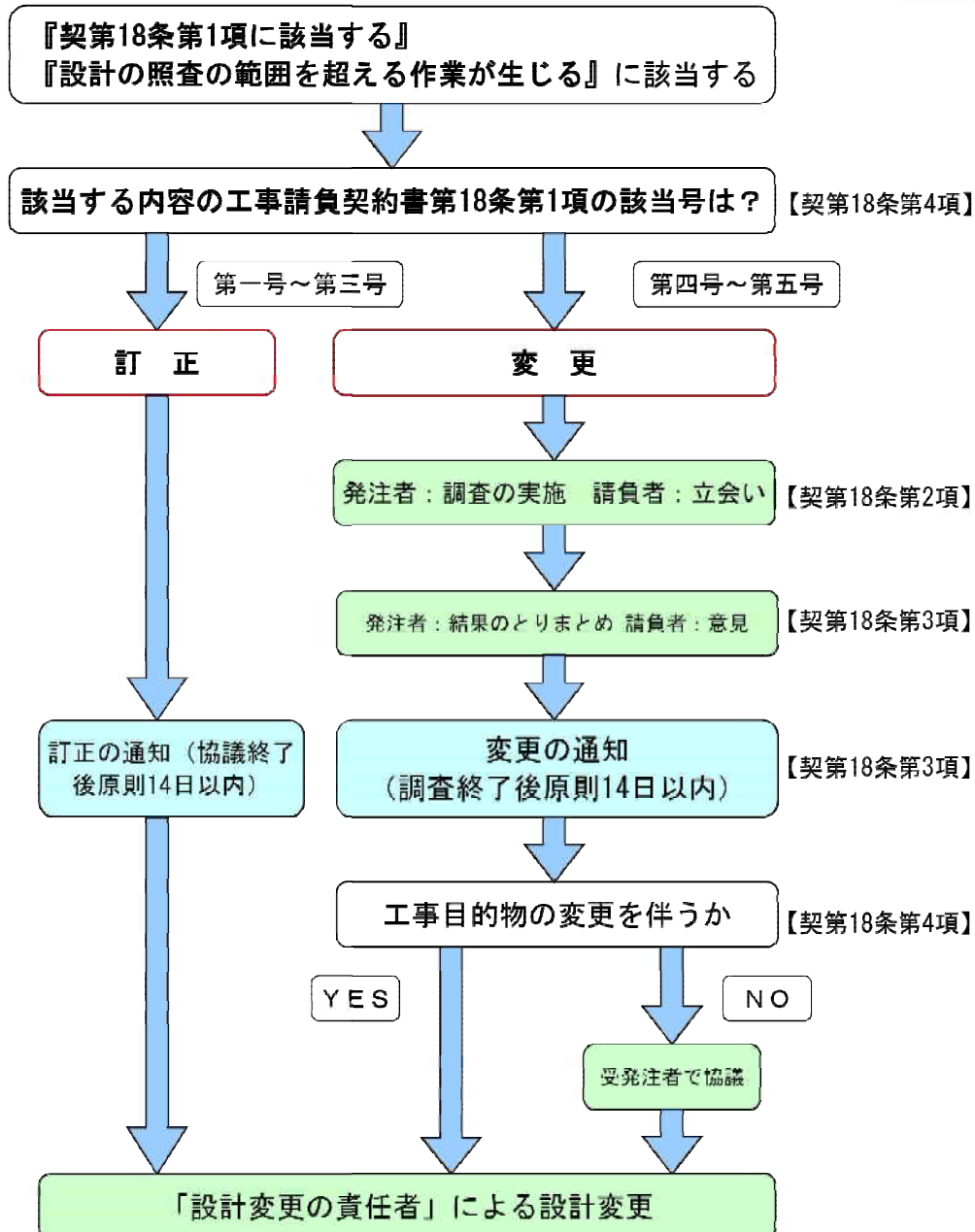
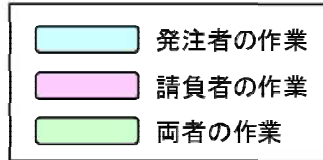
##### ○工事請負契約書第18条（条件変更等）

4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う

## 設計図書の訂正・変更フロー図

凡例



#### (6) 設計変更の責任者

設計図書の訂正・変更は、「工事請負契約書第18条第4項」の規定により、発注者が行わなければならない。

しかし、これとは別に、設計成果の瑕疵担保による設計図書の訂正・変更や、やむを得ず請負者が設計図書等の作成を行う場合も含めて、責任者を明確にしておく必要がある。

#### ○発注者の責による訂正・変更

##### ①条件変更に伴う場合

「工事請負契約書「第18条第1項（条件変更等）」に該当する変更の場合は、請負者から提出される確認資料を活用し、発注者が作成することが基本である。

##### ①条件変更に伴う場合

|          | 設計図書の変更責任者 |                                                             | 変更の為の資料 |                        |
|----------|------------|-------------------------------------------------------------|---------|------------------------|
|          | 責任者        | 作業内容                                                        | 作成者     | 作業内容                   |
| 変更設計図面   | 発注者        | 【施工前、施工中】<br>・請負者が作成する施工図をもとに作成する。                          | 請負者     | 【施工前、施工中】<br>・確認資料（※1） |
| 変更数量計算書  | 発注者        | 【施工前】<br>・変更設計図面をもとに作成する<br>【施工中】<br>・請負者が作成する出来形数量をもとに作成する | 請負者     | 【施工中】<br>・出来形数量計算書を作成  |
| 変更特記仕様書等 | 発注者        | 【施工前、施工中】<br>・請負者から提出される確認資料を活用して作成                         | 請負者     | 【施工前、施工中】<br>・確認資料（※1） |

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

②新たな構造計算等が必要となった場合

新たな構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注して変更図面等を作成する。

簡易な設計業務は発注者自ら変更図面等を作成する。

また、請負者は、必要に応じて土質資料、試験結果等の資料を発注者に提出する。

②新たな構造計算が必要になった場合（施工前・施工中共通）

|          | 設計図書の変更責任者 |                                | 変更の為の資料 |                                  |
|----------|------------|--------------------------------|---------|----------------------------------|
|          | 責任者        | 作業内容                           | 作成者     | 作業内容                             |
| 変更設計図面   | コンサルタント等   | ▪ 高度な設計の場合、コンサルタント等へ発注者が発注して作成 | 請負者     | 必要に応じて土質資料、試験結果（技術管理費に含まれるもの）を提出 |
|          | 発注者        | ▪ 簡易な設計の場合、発注者が作成              |         |                                  |
| 変更数量計算書  | コンサルタント等   | ▪ 高度な設計の場合、コンサルタント等へ発注者が発注して作成 | —       | —                                |
|          | 発注者        | ▪ 簡易な設計の場合、発注者が作成              |         |                                  |
| 変更特記仕様書等 | 発注者        | ▪ 請負者から提出される確認資料を活用して作成        | 請負者     | 確認資料（※1）                         |

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない



## ○コンサルタント等の責による訂正・変更

設計成果物に「瑕疵」がある場合、「設計業務等委託契約書第39条（瑕疵担保）」に示すとおり、設計・測量・調査業務請負者に対して相当の期間を定めて、その「瑕疵」の修補を請求することができる。

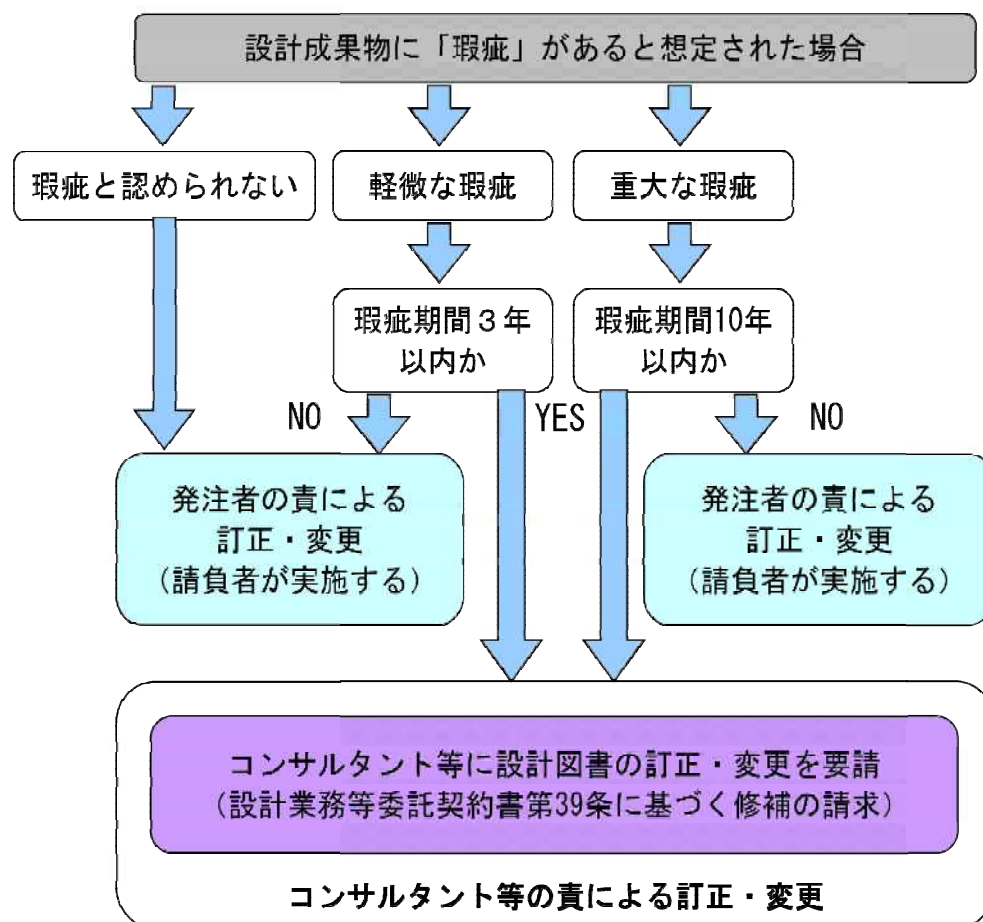
設計に瑕疵があると判断された場合（施工前・施工途中共通）

|          | 設計図書の変更責任者 |                        | 変更の為の資料 |          |
|----------|------------|------------------------|---------|----------|
|          | 責任者        | 作業内容                   | 作成者     | 作業内容     |
| 変更設計図面   | コンサルタント等   | ・変更設計図面の作成             | 請負者     | 確認資料（※1） |
| 変更数量計算書  | コンサルタント等   | ・変更数量計算書の作成            | —       | —        |
| 変更特記仕様書等 | 発注者        | ・請負者から提出される確認資料を活用して作成 | 請負者     | 確認資料（※1） |

※1. 確認資料：現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

## 瑕疵が想定される場合の設計図書の作成責任者確定フロー図



## ○請負者による訂正・変更

発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で瑕疵担保期限（軽微な瑕疵3年、重大な瑕疵10年）を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

但し、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者（請負者）が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の変更設計に計上する。

### 請負者が実施する場合（施工前・施工途中共通）

|          | 設計図書の変更責任者 |                           | 変更の為の資料 |          |
|----------|------------|---------------------------|---------|----------|
|          | 責任者        | 作業内容                      | 作成者     | 作業内容     |
| 変更設計図面   | 請負者        | ・変更設計図面の作成（発注者が請負者へ発注する）  | 請負者     | 確認資料（※1） |
| 変更数量計算書  | 請負者        | ・変更数量計算書の作成（発注者が請負者へ発注する） | —       | —        |
| 変更特記仕様書等 | 発注者        | ・請負者から提出される確認資料を活用して作成    | 請負者     | 確認資料（※1） |

※1. 確認資料：現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

## （7）適切な変更指示（書面主義の徹底）

工事請負契約書第1条第5項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が変更指示書または工事打合せ簿（以下「変更指示書等」という）により、工事の内容変更をすることができる。（工事請負契約書第30条）。

しかし、変更指示書等が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る発注者と請負者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

このことから、工事変更内容について書面にて発注者と請負者双方で確認し、共通認識としなければならない。

## 5. 工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合、『工事請負契約書第 23 条、24 条』にもとづき、工期・請負代金額の変更、または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と請負者とは協議して定める。

### （１）工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、「土木工事共通仕様書 1-1-1-15」より、請負者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定めなければならない。

### （２）請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- ①手戻り費用
- ②不要となった材料の売却損、労務費の帰郷費用
- ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- ④不要となった仮設物に係る損失

等の発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する請負者の費用の填補である。

発注者が負担する費用の額は発注者と請負者とは協議して定める。

## 6. 関連事項

### ○仮設の取り扱いについて

#### (1) 仮設の概念

工事における仮設とは、工事目的物を完成させるために必要な施工手段であり、一時的に工事施工上設ける仮設備である。

仮設については、工事請負契約書第1条第3項で、以下のとおり規定している。

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

#### (2) 仮設の分類

##### ①指定仮設

設計図書(仕様書、図面並びに現場説明書等)に仮設の工法等を指定し契約した場合をいう。

##### ②任意仮設

指定仮設以外の仮設をいう。

#### (3) 指定仮設の考え方

仮設は、原則とし請負者の裁量に委ねられているため、発注者が指定仮設とする場合は、基本的には河川、道路等の現有機能を確保する必要があるための仮設と、関連する諸法規の規程により発注者が指定（決定）すべき必要がある仮設に限定するものとする。したがって、指定仮設とする場合は、原則として下記の事項に該当する場合のみとする。

##### ①河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合

堤防開削に伴う仮締切

##### ②仮設構造物を一般交通に供する場合

仮橋等（覆工板による仮設構造物を含む）、迂回道路

##### ③特許工法または特殊工法を採用（指定）する場合

特殊な材料等を使用（指定）する場合も含む

##### ④関係官公署等との協議により制約条件のある場合

道路法、河川法、道路交通法、軌道法(JR等との協議を含む)の協議で制約を受けたもの

##### ⑤第三者に特に配慮する必要がある場合

家屋等に近接した仮設物、およびその他の工法で第三者に危害を及ぼす

可能性があるもの

⑥他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設の場合

仮設道路、仮栈橋、仮締切、仮設防護柵等で引き続き後続工事に使用予定が決まっているもの

⑦その他必要と認める場合

(注)仮設の工法等について指定する場合は、事前に現地の調査を十分に行い、設計委託の照査業務や経験豊富な技術者等の助言を活用する等して設計成果を十分に検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿って施工の安全性に配慮した適切な設計を実施すること。

#### (4) 設計図書における明示方法

##### ①指定仮設の場合

仮設物についての材質、構造等を設計図書等により指定し、設計数量についても明記（一式計上としない）する。また、特記仕様書等により施工条件についても明示する。

##### ②任意仮設の場合

仮設物についての構造図等の図面表示は原則として行わず、設計数量についても一式で計上する。ただし、特記仕様書等により施工条件については明示するものとする。

また、参考図書として構造図等は添付する（契約図書ではない）ことが出来る。

#### (5) 指定仮設で契約した場合の取扱いについて

指定仮設で契約した場合は、通常の本工事と同様に着工から完成までの確認写真及び施工途中及び施工後の実測等について検査を行い本工事の事績に添付しておくこと。

全体工事費500万円以上の工事で、仮設部分が直接工事費で300万円以上の工事は中間検査の対象となる。

なお、中間検査の対象にならない工事でも段階確認を行う必要がある。

#### (6) 任意仮設で契約した場合の取扱いについて

任意仮設の場合は、請負者の責任において工法、施行方法等を定めて良い。

なお、次の場合は任意仮設であっても、設計変更の対象となるが、それ以外は設計変更の対象とならないので留意すること。

①施工途中において第三者との調整等によって、あるいは、当初の施工条件に

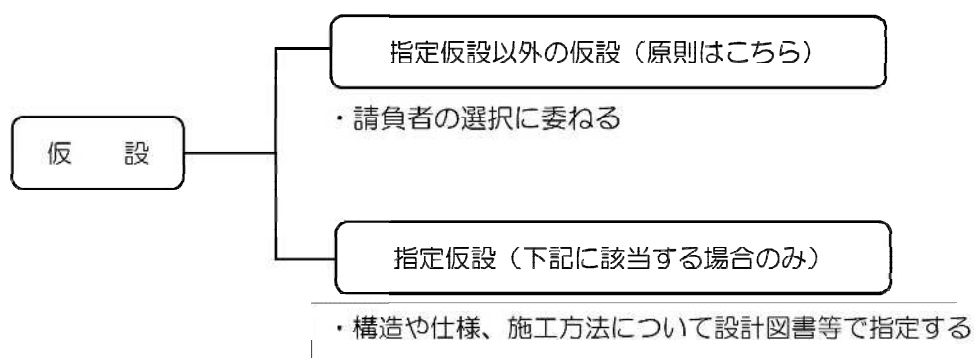
対し条件変更が生じた場合

②設計変更の対象とする旨を特記仕様書等において明示した場合（手すり先行足場等）

③施工箇所の延長等の変更に伴い仮設等の数量が変更になる場合

#### （７）仮設の分類について

上記（６）において設計変更を行った場合でも、任意仮設はあくまで任意仮設として変更を行う。ただし、材質、構造等を設計図書等により指定する必要があり、設計数量についても明記する場合（上記（３）のような条件が付与される場合）は指定仮設として変更を行う。



#### 【指定仮設、任意仮設の考え方】

|                          | 指定仮設                              | 任意仮設                                           |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| 設計図書                     | 施工方法等について具体的指定する<br>（契約条件として指定する） | 施工方法等について具体的には指定しない<br>（契約条件としてではなく参考図として明示する） |
| 施工方法等の変更                 | 発注者の指示または承諾が必要                    | 請負者の任意                                         |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更        | 行う                                | 行わない                                           |
| 当初明示した条件の変更に<br>対応した設計変更 | 行う                                | 行う                                             |

## ○条件明示について

施工条件の明示が工事の円滑な執行に資することにかんがみて、必要に応じて適切に条件明示する。

### 【明示項目及び明示事項（案）】

| 明示項目       | 明示事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工程関係       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</li> <li>5 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> </ol>       |
| 用地関係       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期</li> <li>2 施工者に、消波ブロック、柵制作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間等</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 公害関係       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等を制限がある場合は、その内容</li> <li>2 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 安全対策関係     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4 発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> </ol>                                                                                                                                                      |
| 工事用道路関係    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> </ol> </li> <li>3 工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲</li> </ol> |
| 仮設備関係      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に渡り使用する場合は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間</li> <li>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>                                                                                                                                                                                                        |
| 残土・産業廃棄物関係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 残土処分地を指定する場合は、その場所、受入条件等</li> <li>2 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 工事支障物件等    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地上、地下等に占用物件等の工事支障物が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間</li> <li>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 排水工(濁水処理含) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 薬液注入関係     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| その他        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用資機材の保管及び仮置が必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間等</li> <li>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等</li> <li>3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等</li> <li>4 工事電力等を指定する場合は、その内容</li> </ol>                                                                                                                                                                 |

## 7. 添付資料

- (1) 工事請負契約書……………P25
  - ・第 1 条（総則）
  - ・第 18 条（条件変更等）
  - ・第 19 条（設計図書の変更）
  - ・第 20 条（工事の中止）
  - ・第 21 条（請負者の請求による工期の延長）
  - ・第 22 条（発注者の請求による工期の短縮等）
  - ・第 23 条（工期の変更方法）
  - ・第 24 条（請負代金額の変更方法等）
  - ・第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
  - ・第 26 条（臨機の措置）
  - ・第 30 条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）
  - ・第 43 条（前払金等の不払に対する工事中止）
- (2) 土木工事共通仕様書……………P31
  - 第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則
    - ・ 1-1-1-3 設計図書の照査等
    - ・ 1-1-1-13 工事の一時中止
    - ・ 1-1-1-14 設計図書の変更
    - ・ 1-1-1-15 工期変更
    - ・ 1-1-1-41 臨機の措置
- (3) 設計業務等委託契約書……………P34
  - ・第 38 条（瑕疵担保）
- (4) 用語の定義……………P35



## **(1) 工事請負契約書**

### **(総則)**

- 第 1 条** 発注者及び請負者は、この契約書（頭書き含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特段の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### **(条件変更等)**

**第 18 条** 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う。
  - 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
発注者が行う。
  - 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と請負者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（設計図書の変更）**

**第 19 条** 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（工事の中止）**

**第 20 条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって請負者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（請負者の請求による工期の延長）**

**第 21 条** 請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（発注者の請求による工期の短縮等）**

**第 22 条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（工期の変更方法）**

**第 23 条** 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **（請負代金額の変更方法等）**

**第 24 条** 請負代金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

#### **（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）**

**第 25 条** 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。

以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第26条** 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請求代金額の範囲において負担す

ることが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

**（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）**

**第 30 条** 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条まで、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**（前払金等の不払に対する工事中止）**

**第 43 条** 請負者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により請負者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (2) 土木工事共通仕様書

### 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

#### 1-1-1-3 設計図書の照査等

##### 1. 図面原図の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

##### 2. 設計図書の照査

請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

##### 3. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

#### 1-1-1-13 工事の一時中止

##### 1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については1-1-1-41 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

##### 2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、

工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

### 3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-1-15 工期変更

##### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

##### 2. 設計図書の変更等

請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

##### 3. 工事の一時中止

請負者は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

##### 4. 工期の延長

請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

##### 5. 工期の短縮



請負者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

#### **1-1-1-41 臨機の措置**

##### **1. 一般事項**

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

##### **2. 天災等**

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

### (3) 設計業務等委託契約書

#### (瑕疵担保)

第 39 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 30 条第 3 項又は第 4 項（第 36 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (4) 用語の定義

- ・ 契約図書……………契約書及び設計図書をいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 設計図書……………仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。(共 1-1-1-2)
- ・ 仕様書……………各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。(共 1-1-1-2)
- ・ 共通仕様書……………各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 特記仕様書……………共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。(共 1-1-1-2)
- ・ 現場説明書……………工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事契約条件等を説明するための書類をいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 質問回答書……………質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 指示……………契約図書の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 承諾……………契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 協議……………書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 提出……………監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 通知……………発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 書面……………手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、

発行年月日を記載し、署名または押印をしたものを有効とする。(共 1-1-1-2)

- ・ 確認……………契約図書に示された事項について、監督員、工事検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。(共 1-1-1-2)
- ・ 設計図書の変更…入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。(共 1-1-1-14)
- ・ 監督員……………総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- ・ 共……………土木工事共通仕様書

## 8. 設計図書の変更事例

### 事例1. 工事請負契約書第18条1項に該当する事例

- (第一号) 図面の表示に不一致があった事例……………P 38
- (第二号) 必要項目に漏れがあった事例……………P 39
- (第三号) 材料仕様が不明確だった事例……………P 40
- (第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例……………P 41
- (第五号) 予期できない条件が生じた事例……………P 42

### 事例2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例

- 現地条件が異なり再計算が生じた事例……………P 43

### 事例3. 発注者が変更を必要と認める事例

- 共同埋設工の追加工事の事例……………P 44

### 事例4. 工事を一時中止する必要がある事例

- 予見できない事態で工事を中止した事例……………P 45

### 事例5. 設計図書の変更が不可能な事例

- 任意仮設における設計変更の事例……………P 46

## 事例 1. 工事請負契約書第18条1項に該当する事例 (第一号) 図面の表示に不一致があった事例

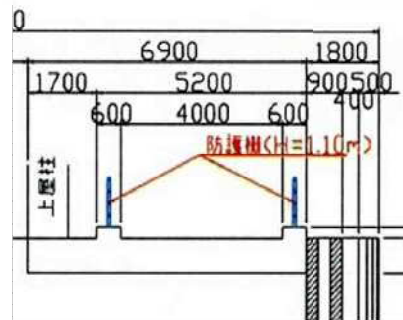
### ■内容

ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵H=1.10mが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

### ■請負者の対応

請負業者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、三者協議会等において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

- ①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。
- ②. 必要なら詳細図が必要である。
- ③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。



構造図に明示された防護柵

### ■設計変更等の内容

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、請負業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

## (第二号) 必要項目に漏れがあった事例

### ■内容

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導警備員の計上がされていないかった。(地元より要請もあった)

### ■請負者の対応

請負業者は、発注者に確認を要請。発注者から意見を求められた請負業者は、交通量調査を行い、交通誘導警備員配置計画書を作成した。



交通誘導警備員配置図、配置計画

### ■設計変更等の内容

発注者は、請負業者の行った交通量調査により計画された交通誘導警備員配置計画について、協議に基づき特記仕様書、交通誘導警備員及び交通量調査の計上を行った。

## (第三号) 材料仕様が不明確だった事例

### ■内容

ある工事において、特記仕様書に鉄筋D25以外はSD295Aとなっているが、D29のSD295Aはメーカーが生産中止しており、入手が困難となっていることから材料の表示が明確でなかった。

### ■請負者の対応

請負業者は、確認できる資料として、鉄筋メーカーへの生産状況問い合わせ結果を示し、SD345への変更を提案した。

特記仕様書 第7章 第40条

本工事に使用する鉄筋は、すべて異形鋼とし、摘要工種は下記のとおりとする。

| 鉄筋の種類  | 摘要工種       |
|--------|------------|
| SD345  | 上屋差筋 (D25) |
| SD295A | 上記以外の鉄筋    |

特記仕様書

鉄筋SD295Aの作成状況について

| 製造業者 | 〇〇製鉄 | 《株》△△△ | □□製鋼 | ××製鉄 |
|------|------|--------|------|------|
| 鉄筋径  |      |        |      |      |
| D13  | ○    | ○      | ○    | ○    |
| D16  | ○    | ○      | ○    | ○    |
| D18  | ○    | ○      | ○    | ○    |
| D22  | ○    | ○      | ○    | ○    |
| D25  | ×    | ×      | ×    | ×    |
| D29  | ×    | ×      | ×    | ×    |
| D32  | ×    | ×      | ×    | ×    |

○：製造中 ×：休止

### ■設計変更等の内容

発注者は、現在の土木構造物で使用する鉄筋がSD295AからSD345に移行していること、SD295Aが生産中止された事実を把握し、協議に基づきSD295AからSD345とする特記仕様書及び図面、数量の変更を行った。



## (第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例

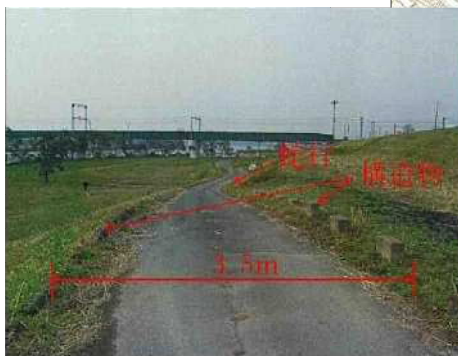
### ■内容

ある工事において、特記仕様書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅3.3m）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

### ■請負者の対応

請負業者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、特記仕様書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。

現場写真



比較検討による新設工事用道路の計画

### ■設計変更等の内容

発注者は、請負業者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

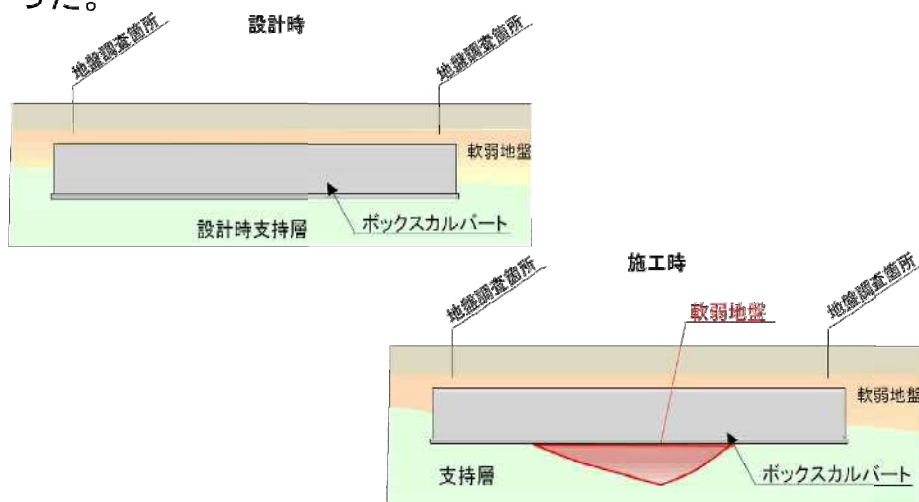
## (第五号) 予期できない条件が生じた事例

### ■内容

ある工事において、直接基礎で設計されていたボックスカルバートで、布設のため掘削していたところ、ボックスカルバート中央付近に設計図書で明記されていない軟弱地盤が発見された。

### ■請負者の対応

請負業者は、支持地盤が示されているボックスカルバート一般図と掘削の結果一致しないことを報告した。また、発注者の指示により、基礎工の検討のための地質調査を行った。



### ■設計変更等の内容

発注者は、請負業者立会のうえ調査を行ったところ、当初設計ではカルバート工指針で示すとおりボックスカルバートの両端で地質調査を行って基礎形式を決定していたが、中央部が軟弱地盤であることは予期できなかったため、設計コンサルタントへ基礎形式検討設計の契約行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計図書の変更を行った。

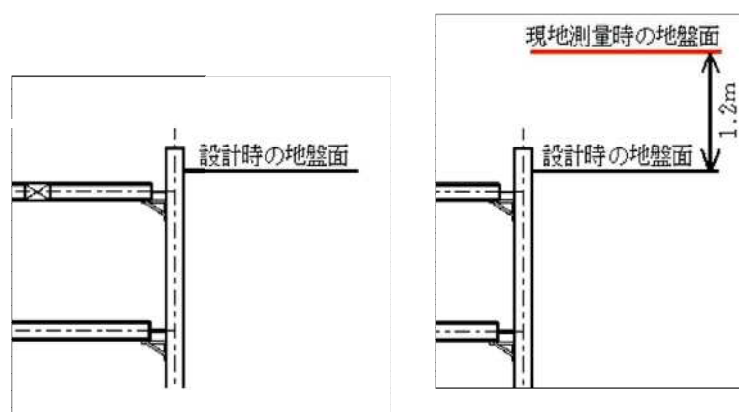
## 事例 2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例 現地条件が異なり再計算が生じた事例

### ■内容

ある仮設工事の土留め壁において、現地測量の結果、現地盤の標高が設計図書に示された標高と1.2m異なっていた。設計図書と現地条件が異なり、設計条件が変わることで構造計算を再度行う必要が生じた。

### ■請負者の対応

請負業者は、この内容が着手前測量で判明したため、三者協議会等において、着手前測量成果簿と構造計算書及び設計図を示し、構造計算の再計算及び図面の再作成を求めた。



### ■設計変更等の内容

発注者は、直ちに請負業者、コンサルタント立会のうえ調査を行ったところ、設計後に標高が変わったことが判明した。発注者は、設計コンサルタントへ土留め壁の構造計算、図面作成の契約を行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計変更を行った。

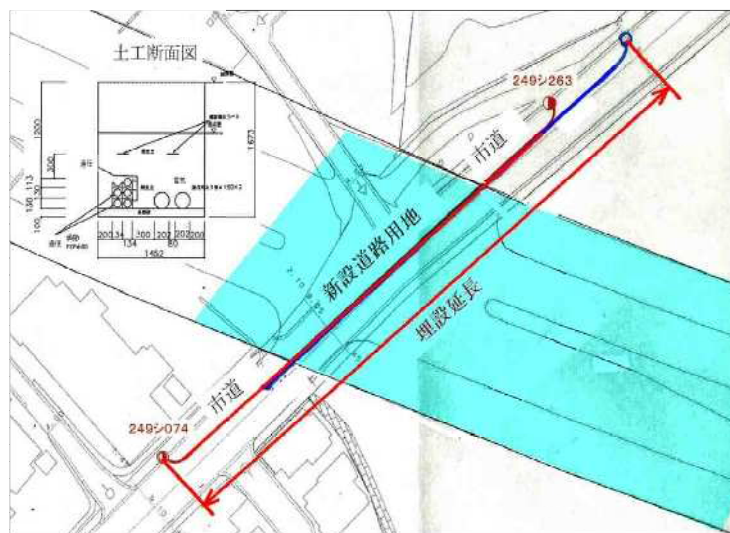
### 事例3. 発注者が変更を必要と認める事例 共同埋設工の追加工事の事例

#### ■内容

ある新設道路工事において、地下埋設物占有者との協議により、当初想定していなかった地下埋設物の移設が必要となったため、発注者が移設のための掘削、埋戻（配管は別工事）を本工事に追加し、設計図書の変更が必要と認めた。

#### ■設計変更等の内容

発注者は、請負業者との協議に基づき変更内容を通知し、設計変更を行った。



## 事例 4. 工事を一時中止する必要がある事例

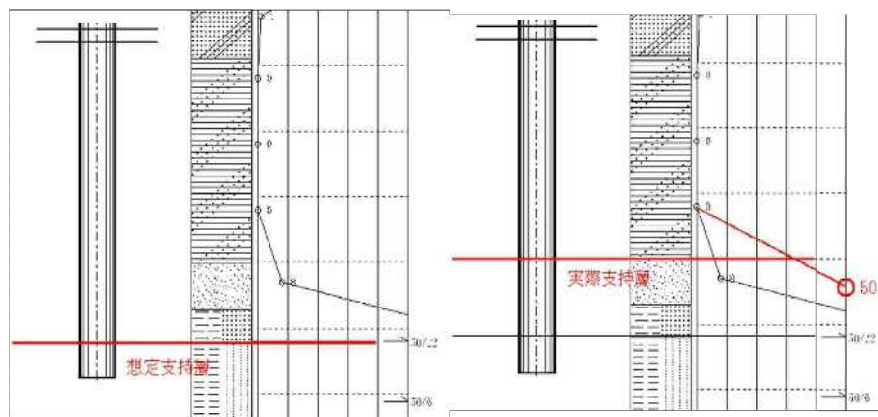
### 予見できない事態で工事を中止した事例

#### ■内容

ある橋梁工事において、支持層が設計で想定していたより浅かったため、橋台の基礎杭が施工途中で高止まりした。発注者は再度構造計算を行い、その構造の安全が確認できるまで工事を一時中止した。

#### ■発注者の対応

発注者は、請負業者立会のうえ調査を行った結果、支持層の位置が設計での想定より浅く杭が高止まりしたため、現在の現場条件で杭の応力計算、安定計算を再度行い、その構造の安全を確認する必要があると判断した。発注者は、当初設計コンサルタントと契約を行い、その構造の安全が確認された変更設計図書が作成されるまで工事を一時中止することとした。



#### 設計変更等の内容

発注者は、協議に基づき橋台基礎の土質変更に伴う設計変更を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用の計上を行った。



## 事例5. 設計図書の変更が不可能な事例

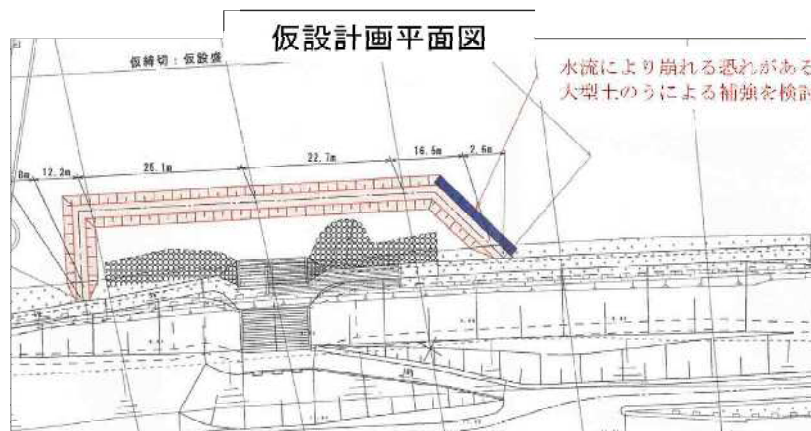
### 任意仮設における設計変更の事例

#### ■内容

ある護岸工事の仮締切盛土において、請負業者は上流側の仮締切盛土が水流により崩れる恐れがあったため、大型土のうにより仮締切盛土の補強が必要であるとして、発注者に対し設計図書の変更を求めた。

#### ■発注者の対応

発注者は、土のう等の補強対策は、請負業者が設ける任意仮設であるとして、設計図書の変更は不可能であることを通知した。（施工条件の変更にあたらないければ、設計変更とはならない（P21、P22参照））



標準断面図

